

議 会 運 営 委 員 会

令和7年7月8日(火)

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

〔委 員〕柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議 題

- 1 令和7年9月浜田市議会定例会議の会議予定について
- 2 常任委員会が所管する事項の見直しについて
- 3 その他

資料1

資料2

		期間	日程案	会場	開始時間等
8月	4日	(月)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	5日	(火)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	6日	(水)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	7日	(木)			
	8日	(金)			
	9日	(土)			
	10日	(日)			
	11日	(月)			
	12日	(火)			
	13日	(水)			
	14日	(木)			
	15日	(金)			
	16日	(土)			
	17日	(日)			
	18日	(月)	請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】13時
	19日	(火)	全員協議会	全員協議会室	10時～
	20日	(水)			
	21日	(木)	一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】11時
	22日	(金)	一般質問通告締切		【締切】11時
	23日	(土)			
	24日	(日)			
	25日	(月)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 第4委員会室	10時～ 13時30分～
	26日	(火)	一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】12時
	27日	(水)			
	28日	(木)			
	29日	(金)			
	30日	(土)			
	31日	(日)			
9月	1日	(月)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
	2日	(火)	2 一般質問	議場	10時～
	3日	(水)	3 一般質問	議場	10時～
	4日	(木)	4 一般質問	議場	10時～
	5日	(金)	5 一般質問	議場	10時～
	6日	(土)	6		
	7日	(日)	7		
	8日	(月)	8 議案質疑 予算決算委員会（閲覧資料要求決定）	議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後
	9日	(火)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	10日	(水)	10 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(木)	11 産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(金)	12 予算決算委員会（9月補正審査）	全員協議会室	10時～
	13日	(土)	13		
	14日	(日)	14		
	15日	(月)	15		
	16日	(火)	16 休会		
	17日	(水)	17 休会		
	18日	(木)	18 予算決算委員会（総務文教）	全員協議会室	10時～
	19日	(金)	19 予算決算委員会（福祉環境）	全員協議会室	10時～
	20日	(土)	20		
	21日	(日)	21		
	22日	(月)	22 予算決算委員会（産業建設）	全員協議会室	10時～
	23日	(火)	23		
	24日	(水)	24 予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～
	25日	(木)	25 休会 討論通告期限		【締切】17時
	26日	(金)	26 予算決算委員会（附帯意見協議） 全員協議会（議会評価意見書協議） 対抗討論通告期限	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 予算決算委員会終了後 【締切】13時
	27日	(土)	27		
	28日	(日)	28		
	29日	(月)	29 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後

常任委員会が所管する事項の見直しについて

【不要】

- 超党みらい 理由) 多角的な議論が不十分であるため。
 碧い海 理由) 現在の形態になった経緯もあり、現状のままでよいと考える。

【必要】

- 山水海 理由) ① こどもに関する政策課題を包括的に議論できる体制が必要である。
 ② 水道事業は公衆衛生の観点に加え、都市インフラ・ライフラインとしての側面も強く持っている。
 ③ 上記①②の考え方を踏まえて、委員会間の負担バランスの調整を図る必要がある。
 創風会 理由) 所管事務ボリュームの偏りが委員会活動に現れており修正が必要と考える。
 また、上下水道部に関しては産業建設としての扱いが適している。
 公明クラブ 理由) これまで福祉環境委員会では、子どもに関する案件で調査を行おうとした際に、就学後の子どもについては総務文教委員会の所管であるため調査に支障があったため。

現 行		見直す場合の案		
常任委員会名	所管する事項	常任委員会名	常任委員会名	所管する事項
総務文教委員会	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	山水海	総務自治委員会	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
		創風会	総務委員会	
		公明クラブ	総務委員会	
福祉環境委員会	健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項	山水海	文教厚生委員会	健康福祉部、市民生活部、上下水道部、 教育委員会 及び各支所のこれらの関係課に属する事項
		創風会	福祉環境教育委員会	
		公明クラブ	文教厚生委員会	
産業建設委員会	産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項	山水海	産業建設委員会 (現行のまま)	産業経済部、都市建設部、農業委員会、 上下水道部 及び各支所のこれらの関係課に属する事項
		創風会		
		公明クラブ		